

食酢の表示に関する公正競争規約の施行規則

承認	昭和 45 年 3 月 7 日
一部改正承認	昭和 55 年 4 月 9 日
一部改正承認	昭和 62 年 8 月 6 日
一部改正承認	平成 3 年 4 月 23 日
一部改正承認	平成 7 年 5 月 16 日
一部改正承認	平成 17 年 2 月 28 日

(必要な表示事項の表示基準)

第 1 項 食酢の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 3 条各号に掲げる事項の表示については、次の基準により表示するものとする。なお、表示に用いる文字の大きさは、8 ポイント（ここでいうポイントとは、日本工業規格 Z8305（1962）に規定するものをいう。以下この施行規則において同じ。）以上の大きさの統一のとれた活字により表示しなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね 150c m²以下のものにあつては、6 ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

(1) 名称

ア 米酢にあつては「米酢」と米黒酢にあつては「米黒酢」と、大麦黒酢にあつては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大麦黒酢以外の穀物酢にあつては「穀物酢」と、りんご酢にあつては「りんご酢」と、ぶどう酢にあつては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあつては「果実酢」と、穀物酢及び果実酢以外の醸造酢にあつては「醸造酢」と、合成酢にあつては「合成酢」と記載すること。なお、これらを粉末に加工したものにあつては、これらの名称に加えて粉末である旨を記載すること。

イ 「有機米酢」、「米酢（有機）」等と表示する場合は、「有機農産物加工食品の日本農林規格（平成 12 年農林水産省告示第 60 号）」の規定に基づき行うものとする。

(2) 醸造酢の混合割合

実混合割合を上回らない 10 の整数倍の数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。ただし、実混合割合が 10%未満の場合は、実混合割合を上回らない整数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。

(3) 原材料名

ア 醸造酢を混合した合成酢以外の食酢にあつては、使用した原材料を、次の (ア) 及び (イ) の区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、記載すること。

(ア) 食品添加物以外の原材料は、使用した原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「米」、「酒かす」、「りんご果汁」、「アルコール」、「砂糖」、「食塩」、「アミノ酸液」等とその最も一般的な名称をもって表示すること。

なお、原材料の使用量の順位を比較する場合、アルコール及び氷酢酸若しくは酢酸については、純度 100%のものに換算したものを基準とし、水分についての表示は省略することができる。

(イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 氷酢酸又は酢酸にあつては、「氷酢酸」又は「酢酸」と記載すること。

b 氷酢酸及び酢酸以外の添加物にあつては、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の規定に従い記載すること。

イ 醸造酢を混合した合成酢にあつては、使用した原材料を、醸造酢に使用した原材料及び醸造酢以外に使用した原材料の区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、醸造酢にしようした原材料は「醸造酢」（米酢にあつては「米酢」と、米黒酢にあつては「米黒酢」と、大麦黒酢にあつては「大麦黒酢」と、米酢、米黒酢及び大麦黒酢以外の穀物酢にあつては「穀物酢」と、りんご酢にあつては「りんご酢」と、ぶどう酢にあつては「ぶどう酢」と、りんご酢及びぶどう酢以外の果実酢にあつては「果実酢」とそれぞれ「醸造酢」に代えて記載すること。）の文字の次に、醸造酢以外に使用した原材料は「合成酢」の文字の次に、括弧を付して、アの (ア) 及び (イ) に規定するところにより記載すること。

(4) 酸度

ア 総酸量（食酢等に含まれる酢酸等の有機酸の含有量をいう。以下同じ。）を「酸度〇〇 %」と小数第 1 位までの数値を単位を明記して表示すること。

イ 酸度は、食酢 100ml 中に含まれる総酸量を%（重/容）で表し、総酸量の分析方法は、フェノールフタレイン指示薬を使用し、水酸化ナトリウム規定薬（アルカリ規定液）で滴定し測定するものとする。

(5) 希釈倍数

希釈して使用されるもの（高酸度酢）にあつては、「〇倍に希釈」と記載すること。

(6) 内容量

リットル (ℓ)、ミリリットル (ml)、キログラム (kg) 又はグラム (g) と単位を明記して表示すること。

なお、粉末醸造酢及び粉末合成酢にあつては、キログラム (kg) 又はグラム (g) で表示すること。

(7) 賞味期限

容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持しようと認められる期限を、次のいずれかの例により表示すること。

(ア) 次のいずれかにより記載する。

- a 平成 17 年 10 月
- b 17. 10.
- c 2005. 10
- d 05. 10

(イ) (ア) の規定にかかわらず、次により記載することができる。

- a 平成 17 年 10 月 1 日
- b 17. 10. 1
- c 2005. 10. 1
- d 05. 10. 1

(8) 保存方法

「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示すること。ただし、常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないものについては、省略することができる。

(9) 原産国名

輸入品にあたっては、原産国名を表示すること。

(10) 製造業者当の氏名又は名称及び住所

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に定める表示基準により表示すること。（醸造酢、合成酢等の種類別名称）

第2条 規約第 4 条に規定する醸造酢、合成酢、粉末醸造酢及び粉末合成酢である旨の表示については、商品名の表示に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で次に定める大きさの文字で表示すること。

- ア 内容量が 18L 以上の容器又は包装にあつては、42 ポイント活字の大きさの統一のとれた文字。ただし、合成樹脂の容器であつて、使用するラベルに 42 ポイント活字の大きさの統一のとれた文字を表示できない場合には、26 ポイント活字の大きさの文字で表示することができる。
- イ 内容量が 1.8L 以上 18L 未満の容器にあつては、16 ポイント活字以上の大きさの統一のとれた文字
- ウ 内容量が 300ml 以上 1.8L 未満の容器にあつては、14 ポイント活字以上の大きさの統一のとれた文字
- エ 内容量が 300ml 未満の容器にあつては、9 ポイント活字以上の大きさの統一のとれた文字
- オ 粉末醸造酢及び粉末合成酢の包装袋にあつては、14 ポイント活字以上の大きさの統一のとれた文字

(醸造酢の混合割合の表示基準)

第3条 規約第5条に規定する醸造酢の混合割合の表示は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、次に定める基準により表示するものとする。

(1) 醸造酢の混合割合

実混合割合を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。

ただし、実混合割合が、10%未満の場合は、実混合割合を上回らない整数値により、パーセントの単位で単位を明記して記載すること。

(2) 表示に用いる文字の大きさ

ア 内容量が18L以上の容器又は包装にあつては、24ポイント活字の大きさの統一のとれた文字。ただし、合成樹脂製の容器であつて、使用するラベルに24ポイント活字の大きさの統一のとれた統一の文字を表示できない場合には、22ポイント活字の大きさの統一のとれた文字で表示することができる。

イ 内容量が1.8L以上18L未満の容器にあつては、12ポイント活字の大きさの統一のとれた文字。

ウ 内容量が300ml以上1.8L未満の容器にあつては、10.5ポイント活字の大きさの統一のとれた文字。

エ 内容量が300ml未満の容器にあつては、7.5ポイント活字の大きさの統一のとれた文字。

オ 粉末醸造酢及び粉末合成酢の包装袋にあつては、10.5ポイント活字以上の大きさの統一のとれた文字。

(特定事項の表示基準)

第4条 規約第6条に規定する用語又は事項については、次に掲げる基準により表示するものとする。

(1) 「麦芽酢」、「粕酢」等の文言は、醸造酢及び粉末醸造酢について表示することができる。ただし、粉末醸造酢にあつては、これらの名称に加えて粉末である旨を記載すること。

(2) 「ビネガー」又は「Vinegar」という文言は、醸造酢及び粉末醸造酢について表示することができる。ただし、粉末醸造酢にあつては、これらの名称に加えて粉末である旨を記載すること。

(3) 粉末醸造酢又は粉末合成酢における「酸度」については、100g 中に含まれる総酸量を % (重/重) で表わすものとし、酸度を表示する場合は、一括表示事項の枠外に表示するものとする。

第 5 条 規約第 7 条第 7 号に規定する「特選」、「本造り」、「本醸造」等の文言を用いて表示する場合は、全国食酢公正取引協議会の承認を受けなければならない。

第 6 条 食酢の定量分析方法が確立するまでの措置として、食酢を製造し販売する事業者は毎年 1 回 (3 月) 食酢製造報告書を公正取引協議会に提出するものとする。

附則

この規則は、規約の施行の日から施行する。

附則

この規則は、昭和 55 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規則は、昭和 62 年 8 月 10 日から施行する。

附則

この規則は、平成 3 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この規則の変更は、公正取引委員会の設定の告示があった日 (平成 17 年 3 月 1 日) から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定に係る表示については、当該各号に掲げる日までは、なお従前の例によることができる。

(1) 第 1 条第 1 号 平成 17 年 7 月 22 日

(2) 第 1 条第 7 号 平成 17 年 7 月 31 日

2 この施行規則の施行前に業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。